老発０３１５第１号

令和６年３月15日

各都道府県介護保険主管部（局）長殿

厚生労働省老健局長

（公印省略）

介護給付費算定に係る体制等に関する届出等における留意点について

「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成12年厚生省告示第19号）、「指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準」（平成12年厚生省告示第20号）、「指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準」（平成12年厚生省告示第21号）、「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第126号）、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第127号）、「指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第128号）、「指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第129号）及び「介護保険法施行規則第百四十条の六十三の二第一項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準」（令和３年厚生労働省告示第72号）について、それぞれの介護給付費の算定に係る体制等に関する届出に際してその届出項目及び届出様式の記載上の留意点等は下記のとおりであるので、御了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その取り扱いにあたっては遺漏なきよう期されたい。

なお、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出等における留意点について」（平成12年３月８日老企第41号厚生省老人保健福祉局企画課長通知。以下「旧通知」という。）については、令和６年３月31日をもって廃止する。

第１　届出項目について

居宅サービス事業所、居宅介護支援事業所、介護保険施設、介護予防サービス事業所、介護予防支援事業所、地域密着型サービス事業所及び地域密着型介護予防サービス事業所（以下「事業所・施設」という。）から届出を求める項目は、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表指定居宅サービス介護給付単位数表（以下「居宅サービス単位数表」という。）、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準別表指定居宅介護支援介護給付費単位数表（以下「居宅介護支援単位数表」という。）、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準別表指定施設サービス等介護給付費単位数表（以下「施設サービス等単位数表」という。）、厚生労働大臣が定める特定診療費及び特別診療費に係る指導管理等及び単位数（平成12年厚生省告示第30号。以下「特定診療費単位数表」という。）、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表指定地域密着型サービス単位数表（以下「地域密着型サービス単位数表」という。）、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表指定介護予防サービス単位数表（以下「介護予防サービス単位数表」という。）、指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表（以下「地域密着型介護予防サービス単位数表」という。）、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準別表指定介護予防支援介護給付費単位数表及び厚生労働大臣が定める特別療養費に係る指導管理等及び単位数（平成20年厚生労働省告示第273号。以下「特別療養費単位数表」という。）及び介護保険法施行規則第百四十条の六十三の二第一項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準別表単位数表（以下「介護予防・日常生活支援総合事業サービス単位表」という。）の中で、介護給付費の算定に際して、

①　事前に都道府県知事又は市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）に届け出なければならないことが告示上明記されている事項

②　都道府県知事又は市町村長に対する届出事項として特に規定されているものではないが、

・介護支援専門員が居宅サービス計画を策定する際に支給限度額を管理する

・介護予防支援事業所の職員が介護予防サービス計画を策定する際に支給限度額を管理する

・審査支払機関及び保険者において介護給付費の請求に対して適正な審査等を行う

上で必要な事項とし、居宅サービス事業所、居宅介護支援事業所及び介護保険施設については、（別紙１―１）・（別紙１－１－２）「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（居宅サービス・施設サービス・居宅介護支援）」、介護予防サービス事業所については、（別紙１―２）・（別紙１－２－２）「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（介護予防サービス）」、地域密着型サービス事業所、地域密着型介護予防サービス事業所については、（別紙１―３）・（別紙１－３－２）「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス）」、介護予防・日常生活支援総合事業所においては、（別紙１－４）・（別紙１－４－２）「介護予防・日常生活総合事業費算定に係る体制等状況一覧表」に掲げる項目とする。

第２　（別紙２）「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（指定事業者用）」の記載要領について

①　「届出者」及び「事業所・施設の状況」については、事業所・施設の指定（許可）申請の際、記載した事項を記載させること。

②　「法人の種別」については、申請者が法人である場合に、その種別を記載させること。

③　「法人所轄庁」については、申請者が認可法人である場合に、その所轄官庁の名称を記載させること。

④　「主たる事業所の所在地以外の場所で一部実施する場合の出張所等の所在地」については、複数の出張所（以下「サテライト事業所」という。）を有する場合は、適宜欄を補正し、全てのサテライト事業所の状況について記載させること。

⑤　「実施事業」については、該当事業欄に〇印を記載させること。

⑥　「異動等の区分」については、今回届出を行う事業所・施設の異動の別（１新規・２変更・３終了）について記載させること。

⑦　「異動項目」については、体制状況一覧表で選択した項目をそのまま記載させること。

⑧　「特記事項」については、変更の届出を行う際、変更内容がわかるよう変更前の状況と変更後の状況の詳細を記載させること。

第３　（別紙３）「介護給付費算定に係る体制等に関する進達書（基準該当事業者用）」の記載要領について

①　「届出者」及び「事業所の状況」については、基準該当サービス事業所の登録申請の際、記載した事項を記載させること。

②　「市町村が定める率」については、全国共通の介護報酬額に対して市町村の判断により定める支給基準の上限を百分率（〇〇〇％）で記載させること。例えば、全国共通の介護報酬額と同じ場合は、「100％」と記載させ、全国共通の介護報酬額より五％減じる場合は、「95％」と記載させることになる。なお、市町村が前記の率を設定し、又は変更した場合は、（別紙４）「基準該当サービスに係る特例居宅介護サービス費、特例介護予防サービス費、特例居宅介護サービス計画費及び特例介護予防サービス計画費の支給に係る上限の率の設定について」により届出を求めるものとする。

③　「法人の種別」「法人所轄庁」「主たる事業所の所在地以外の場所で一部実施する場合の出張所等の所在地」「実施事業」「異動等の区分」「異動項目」「特記事項」については、「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（指定事業者用）」と同様であるため、第二の②から⑧までを準用すること。

第４　（別紙３―２）「介護給付費算定に係る体制等に関する進達書（地域密着型サービス事業者・地域密着型介護予防サービス事業者用）（居宅介護支援事業者・介護予防支援事業者用）」の記載要領について

①　「届出者」及び「事業所の状況」については、地域密着型サービス事業所又は介護予防支援事業所の登録申請の際、記載した事項を記載させること。

②　「市町村が定める単位の有無」については、市町村の判断により定める単位の有無別（１有・２無）について記載する。

③　「法人の種別」「法人所轄庁」「主たる事業所の所在地以外の場所で一部実施する場合の出張所等の所在地」「実施事業」「異動等の区分」「異動項目」「特記事項」については、「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（指定事業者用）」と同様であるため、第二の②から⑧までを準用すること。

第５　体制状況一覧表の記載要領について

１　各サービス共通事項

①　「地域区分」は、厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成27年厚生労働省告示第93号）第２号に規定する地域区分をいい、事業所の所在する地域の地域区分を記載させること。

②　「ＬＩＦＥへの登録」については、科学的介護情報システム（Long-termcareInformationsystemForEvidence）（以下「ＬＩＦＥ」という。）の利用状況をいい、ＬＩＦＥの利用を開始している場合に「あり」と記載させること。

③　「割引」については、訪問介護、訪問入浴介護、通所介護、短期入所生活介護、特定施設入居者生活介護、介護福祉施設サービス、介護予防訪問5入浴介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、小規模多機能型居宅介護（短期利用型）、認知症対応型共同生活介護、認知症対応型共同生活介護（短期利用型）、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）、複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護・短期利用型）、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護（短期利用型）、介護予防認知症対応型共同生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用型）を実施する事業所又は施設が、居宅サービス単位数表、施設サービス等単位数表、介護予防サービス単位数表、地域密着型サービス単位数表及び地域密着型介護予防サービス単位数表に定める額より低い額で介護サービスを実施する場合に、「あり」と記載させること。

なお、割引を「あり」とした場合は、その割引の率等の状況が分かる（別紙５）「指定居宅サービス事業者等による介護給付費の割引に係る割引率の設定について」又は（別紙５―２）「地域密着型サービス事業者又は地域密着型介護予防サービス事業者による介護給付費の割引に係る割引率の設定について」を添付させることとし、また、割引の率等を変更した場合も当該別紙により届出を求めるものとする。

④　「施設等の区分」及び「その他該当する体制等」で設備等に係る届出を行う場合は、当該施設又は設備等の状況が分かる（別紙６）「平面図」を添付させること。

⑤　「人員配置区分」及び「その他該当する体制等」で人員配置の状況に係る届出を行う場合は、（別紙７）「従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」を添付させること。なお、各事業所・施設において使用している勤務割表（変更の届出の場合は変更後の予定勤務割表）等により、届出の対象となる従業者の職種、勤務形態、氏名、当該業務の勤務時間及び職種ごとの配置状況等が確認できる場合は、当該書類をもって添付書類として差し支えない。

加えて、短期入所生活介護、介護福祉施設サービス、介護予防短期入所生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について、厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準（平成12年厚生省告示第29号。以下「夜勤職員基準」という。））第１号ロ⑴㈠、第４号イ⑴㈠及び㈢、第４号ロ⑴㈠及び㈢、第５号イ⑴㈠及び㈢又は第８号ロ⑴のテクノロジーを導入する規定に該当する場合は、「（再掲）夜勤職員」6に必要事項を記載の上、別紙７―３「テクノロジーを導入する場合の夜間の人員配置基準（従来型）に係る届出書」を添付させること。なお、当該届出にあたっては、「「厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準」のテクノロジーを導入する場合の夜間の人員配置基準における留意点について」（令和６年３月15日老高発0315第３号・老認発0315第３号・老老発0315第３号）を参照すること。

⑥　訪問介護、訪問リハビリテーション、訪問看護、通所介護、介護予防訪問看護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型通所介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護で、サテライト事業所がある場合には、サテライト事業所分について別葉にして記載させること。

⑦　本通知は、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（令和６年厚生労働省告示第86号）による令和６年６月１日に適用される改正の内容を規定しているため、令和６年４月１日から５月31日までの間の訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導及び通所リハビリテーション並びに介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算に係る届出については、旧通知の例によるものとする。そのため、令和６年４月１日から５月31日までの間は、別紙１－１、別紙１－２、別紙１－３及び別紙１－４を記載させることとし、令和６年６月１日以降は、別紙１－１―２、別紙１－２－２、別紙１－３－２及び別紙１－４－２を記載させること。なお、別紙２から別紙51は、令和６年４月１日以降は本通知による様式で申請することとして差し支えないものとする。

（中略）

36　地域密着型通所介護

①　「施設等の区分」については、施設基準第27号二イに該当する場合に「地域密着型通所介護事業所」と、同号ロに該当する場合に、「療養通所介護事業所」と記載させ、大臣基準告示第51号の３の２に該当する場合に、「療養通所介護事業所（短期利用型）」と記載させること。

②　「職員の欠員による減算の状況」については、指定地域密着型サービス基準第20条に定める員数を配置していない場合に、その該当する職種を記載させること。なお、職員の欠員とは、指定地域密着型通所介護の単位ごとの一月当たり職員数が当該基準に満たない場合をいう。

③　「高齢者虐待防止措置実施の有無」については、大臣基準告示第51号の３の３に該当しない場合に「減算型」と記載させること。

④　「業務継続計画策定の有無」については、大臣基準告示第51号の３の４に該当しない場合に「減算型」と記載させること。

⑤　「感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の対応」については、地域密着型サービス単位数表２の２のイからハまでの注８に該当する場合に、「あり」と記載させること。また、利用延人員数が減少していることが分かる書類を添付させること。

⑥　「時間延長サービス体制」については、実際に利用者に対して延長サービスを行うことが可能な場合に、「対応可」と記載させること。

⑦　「共生型サービスの提供」については、障害福祉制度の指定生活介護事業所が、介護保険制度の共生型地域密着型通所介護の指定を受け、実際に要介護高齢者に対してサービス提供を行うことが可能な場合は「生活介護事業所」に、障害福祉制度の指定自立訓練事業所が、介護保険制度の共生型地域密着型通所介護の指定を受け、実際に要介護高齢者に対してサービス提供を行うことが可能な場合は「自立訓練事業所」に、障害福祉制度の指定児童発達支援事業所が、介護保険制度の共生型地域密着型通所介護の指定を受け、実際に要介護高齢者に対してサービス提供を行うことが可能な場合は「児童発達支援事業所」に、障害福祉制度の指定放課後等デイサービス事業所が、介護保険制度の共生型地域密着型通所介護の指定を受け、実際に要介護高齢者に対してサービス提供を行うことが可能な場合は「放課後等デイサービス事業所」に、それぞれ「あり」と記載させること。

⑧　「生活相談員配置等加算」については、通所介護と同様であるため、７⑧を準用すること。

７⑧「生活相談員配置等加算」については、大臣基準告示第14号の４に該当する場合に、「あり」と記載させること。また、（別紙21）「生活相談員配置等加算に係る届出書」を添付させること。

⑨　「入浴介助加算」については、通所介護と同様であるため、７⑨を準用すること。

７⑨「入浴介助加算」については、大臣基準告示第14号の５イに該当する場合に「加算Ⅰ」と、同号ロに該当する場合に「加算Ⅱ」と記載させること。また、加算Ⅰ又は加算Ⅱいずれの場合にあっても、浴室部分の状況がわかる平面図等及び研修を実施または、実施することが分かる資料等を添付させること。

⑩　「中重度者ケア体制加算」については、大臣基準告示第51号の４に該当する場合に、「あり」と記載させること。また、（別紙22）「中重度者ケア体制加算に係る届出書」及び（別紙22―２）「利用者の割合に関する計算書（中重度者ケア体制加算）」を添付させること。

⑪　「重度者ケア体制加算」については、大臣基準告示第51号の８の２に該当する場合に、「あり」と記載させること。

⑫　「生活機能向上連携加算」については、通所介護と同様であるため、７⑪を準用すること。

７⑪「生活機能向上連携加算」については、大臣基準告示第15号の２イに該当する場合に「加算Ⅰ」と、同号ロに該当する場合に「加算Ⅱ」と記載させること。

⑬　「個別機能訓練加算」については、大臣基準告示第51号の５イに該当する場合に「加算Ⅰイ」と、同号ロに該当する場合に「加算Ⅰロ」と記載させること。

⑭　「ＡＤＬ維持等加算〔申出〕の有無」については、通所介護と同様であるため、７⑬を準用すること。

７⑬「ＡＤＬ維持等加算〔申出〕の有無」については、居宅サービス単位数表注14に規定する加算について、通所介護事業所が算定の評価対象となるための申出を行う場合に「あり」と記載させること。

⑮　「認知症加算」については、通所介護と同様であるため、７⑭を準用すること。

７⑭「認知症加算」については、大臣基準告示第17号に該当する場合に、「あり」と記載させること。また、（別紙23）「認知症加算に係る届出書」及び（別紙23―２）「利用者の割合に関する計算書（認知症加算）」を添付させること。

⑯　「若年性認知症利用者受入加算」については、通所介護と同様であるため、７⑮を準用すること。

７⑮「若年性認知症利用者受入加算」については、大臣基準告示第18号に該当する場合に、「あり」と記載させること。

⑰　「栄養アセスメント・栄養改善体制」については、地域密着型サービス単位数表注20又は注21に該当する場合に、「あり」と記載させること。

⑱　「口腔機能向上加算」については、通所介護と同様であるため、７⑰を準用すること。

７⑰「口腔機能向上加算」については、大臣基準告示第20号に該当する場合に「あり」と記載させること。

⑲　「科学的介護推進体制加算」については、通所介護と同様であるため、７⑱を準用すること。

７⑱「科学的介護推進体制加算」については、居宅サービス単位数表６のイからハまでの注21に該当する場合に、「あり」と記載させること。

⑳　「サービス提供体制強化加算」については、地域密着型通所介護においては通所介護と同様であるため７⑲を、療養通所介護においては訪問看護と同様であるため４⑫を準用すること。

７⑲「サービス提供体制強化加算」については、大臣基準告示第23号イに該当する場合に「加算Ⅰ」と、同号ロに該当する場合に「加算Ⅱ」と、同号ハに該当する場合に「加算Ⅲ」と記載させること。また、（別紙14―３）「サービス提供体制強化加算に関する届出書」を添付させること。

４⑫「サービス提供体制強化加算」については、「施設等の区分」における記載に応じて、大臣基準告示第10号イに該当する場合に「加算Ⅰ（イ及びロの場合）」又は「加算Ⅰ（ハの場合）」と、同号ロに該当する場合に「加算Ⅱ（イ及びロの場合）」又は「加算Ⅱ（ハの場合）」と記載させること。また、（別紙14―２）「サービス提供体制強化加算に関する届出書」を添付させること。

㉑　「介護職員等処遇改善加算」については、定期巡回・随時対応型訪問介護看護と同様であるため、34⑫を準用すること。

34⑫「介護職員等処遇改善加算」については、大臣基準告示第48号イに該当する場合に「加算Ⅰ」と、同号ロに該当する場合に「加算Ⅱ」と、同号ハに該当する場合に「加算Ⅲ」と、同号ニに該当する場合に「加算Ⅳ」と、同号ホに該当する場合に「加算Ⅴ(１)」と、同号ヘに該当する場合に「加算Ⅴ(２)」と、同号トに該当する場合に「加算Ⅴ(３)」と、同号チに該当する場合に「加算Ⅴ(４)」と、同号リに該当する場合に「加算Ⅴ(５)」と、同号ヌに該当する場合に「加算Ⅴ(６)」と、同号ルに該当する場合に「加算Ⅴ(７)」と、同号ヲに該当する場合に「加算Ⅴ(８)」と、同号ワに該当する場合に「加算Ⅴ(９)」と、同号カに該当する場合に「加算Ⅴ(10)」と、同号ヨに該当する場合に「加算Ⅴ(11)」と、同号タに該当する場合に「加算Ⅴ(12)」と、同号レに該当する場合に「加算Ⅴ(13)」と、同号ソに該当する場合に「加算Ⅴ(14)」と記載させること。